

令和8年度 指宿港海岸海水浴場 飲食出店者募集要項

指宿港海岸海水浴場の開設に伴い、来場者へのサービス向上と地域経済の活性化を図るため、以下のとおり飲食出店者を募集します。

1. 出店概要

- ・ 出店期間： 令和8年7月18日（土）～ 8月31日（月）
- ・ 出店時間： 10:00～18:00（海水浴場の開設時間に準ずる）
- ・ 出店場所： 指宿港海岸海水浴場内 特設飲食スペース
- ・ 募集枠数： 5枠程度（現在工事中のため変更になる可能性があります）
- ・ 出店形態： テント、キッチンカーなど

2. 応募資格・条件

本募集への応募にあたっては、以下の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 出店対象者

- ①地域要件：市内事業者を優先して選考します。ただし、市外事業者の応募も妨げません。
- ②出店日数：海水浴場の活気維持の観点から、可能な限り多くの日数での出店を求めます。
ただし、事業者の負担軽減のため、毎日の出店を必須とはしません。
※申請時に出店スケジュールの提出をお願いします。
- ③市税を滞納している者でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの（従業員含む）でないこと。

(2) 取扱商品（メニュー）について

提供品数： 1店舗あたり最大3品までとします。

※来場者の満足度向上と店舗間の重複を避けるため、申請時にメニューの提出をお願いします。

(3) 必要資格・保険（必須）

- ・ 食品衛生法に基づく「飲食店営業」または「自動車営業（キッチンカー）」の許可
※臨時営業許可を含む
- ・ 食品衛生責任者の資格
- ・ 食中毒に係る賠償責任保険への加入
※出店者は、必要に応じて損害保険へ加入してください。

(4) 必要備品の準備

出店に必要な以下の備品は、すべて出店者側でご用意・ご負担いただきます。

- ・調理器具、冷蔵・冷凍設備
- ・テント、机、椅子、看板等の営業用備品
- ・発電機（※現地に電源はありません）
- ・ゴミ箱の設置

※自店で購入されたお客様用のゴミ箱を店頭に必ず設置し、回収・持ち帰りを徹底してください。

3. 行政財産目的外使用料及び出店料

- ・行政財産目的外使用料

※指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例に基づき算定します。

- ・出店料：各店舗の期間中の総売上高（税込）の 10 %とします。
- ・支払方法：営業終了後、任意様式での「売上報告書」を提出いただき、市が発行する納入通知書に基づき、指定期日までにお支払いいただきます。

4. 応募方法・選考スケジュール

(1) 提出書類

- ・指定様式
 - ① 出店申込書
 - ② 暴力団排除に関する誓約書
- ・任意様式
 - ③ 出店メニューおよび予定販売価格（3品以内）
 - ④ 出店スケジュール
- ・その他添付書類
 - ⑤ 営業許可書の写し
 - ⑥ 保険証券の写し
 - ⑦ 市町村税等に関する完納証明書（写し可）
 - ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ。写し可）

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送若しくはメールにて提出すること。なお、郵送の場合は、電話連絡にて到着確認を行うこと。
- ・提出場所及びメールアドレスは、「5. お問い合わせ・書類提出先」を参照してください。

(2) スケジュール

- ・募集期間：令和8年6月26日（金）～ 7月3日（金）16：00 必着
- ・選考・結果通知：令和8年7月6日（月）頃
- ・出店者調整会：令和8年7月8日（水）10：00～ 指宿庁舎北側別館講堂
※選定された事業者のみ

5. お問い合わせ・書類提出先

指宿市役所建設部都市・海岸整備課指宿港海岸整備係 担当：出口

住所：〒891-0497 指宿市十町 2424

電話番号：0993-22-2111（内線：2365）

E-mail：toshi@city.ibusuki.jp